三三
回規
Š
及
条室
極
1
7
屋外
ŧ
\mathbb{H}
鮾

条例	規 則
飯田市屋外広告物条例	飯田市屋外広告物条例施行規則
平成19年6月26日	平成19年12月7日
飯田市条例第43号	飯田市規則第60号
目次	目次
第1章 総則(第1条一第3条)	第1章 総則(第1条・第2条)
第2章 屋外広告物の制限	第2章 屋外広告物の制限
第1節 屋外広告物表示禁止物件及び禁止屋外広告物(第4条一第5条	第1節 屋外広告物表示禁止物件及び禁止屋外広告物(第3条一第4条
0.2)	0.2)
第2節 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域 (第6条一第10	第2節 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域 (第5条一第11
条)	条)
第3節 屋外広告物特別規制地域(第11条一第13条)	第3節 屋外広告物特別規制地域(第11条の2)
第4節 許可の更新等 (第14条一第18条)	第4節 許可の更新等 (第12条—第15条)
第3章 監督 (第19条—第23条)	第 3 章 監督 (第16条—第20条)
第4章 広告物等の届出等 (第24条―第29条)	第4章 広告物等の届出等 (第21条—第30条)
第5章 住民等による提案等 (第30条)	
第6章 屋外広告物監視員 (第31条・第32条)	第5章 屋外広告物監視員(第31条)
第7章 雑則 (第33条—第37条)	第6章 雑則 (第32条・第33条)
第8章 罰則 (第38条—第41条)	第7章 補則 (第34条)
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
(大学)	
第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」と	第1条 この規則は、飯田市屋外広告物条例(平成19年飯田市条例第43号。
。)の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物	以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行について必要な事項
件の設置並びにこれらの維持の規制に関し、必要な事項を定めるものとす	を定めるものとする。
ನಿ	
(定義)	(定義)
3いて「屋外広告物」とは、法第2条第1項に規定する	第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例
屋外広告物をいう。	による。
とのほか、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配く、自分を見細さ済事ないにのまた。 インカギア 日報業 キュ	
誇り 乙泼 盾 名 もり	

同規則 飯田市屋外広告物条例

育むことをいう

(飯田市景観計画との関係)

第2章及び第4章の規定は、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲 出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定めた飯田市景観 計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により定めた 景観計画をいう。以下同じ。)に即して運用するほか、飯田市景観条例(平 成19年飯田市条例第41号) 第3条第1項の基本指針等 (第36条第1項にお いて「基本指針等」という。)に即して運用するものとする。 3 《米 꽲

2章 屋外広告物の制限

第1節 屋外広告物表示禁止物件及び禁止屋外広告物

(屋外広告物表示禁止物件)

屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件 (以下「広告物等」という。)を表示し、又は設置してはならない。 次に掲げる物件には、 第4条

- (1) 橋りょう
- こまどめ 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び駒止
- 銅像及び記念碑 (3)
- 消火栓、防火水槽、警鐘台その他の消防の用に供する施設 (4)
 - 公衆電話ボックス (2)
- 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設
- 電柱及び街路灯柱(規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場 (9)

屋外広告物表示禁止物件及び禁止屋外広告物 屋外広告物の制限 第1節 第2章

(屋外広告物表示禁止物件)

条例第4条第1項第7号の規則で定める広告物等は、次に掲げる広 告物等以外の広告物等とする。 第3条

- (1) はり紙、はり札、広告旗、広告幕類及び立看板
- (2) 巻付広告にあっては、地表から1.2メートル以上3.2メートル以下の範 囲以外に表示し、又は設置するもの
 - (3) 袖看板にあっては、次のいずれかに該当するもの
- 電柱又は街路灯柱1本について2個以上設置するもの
- 縦1.2メートル又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅0.6メ を超えるもの

7 7

- 歩道(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下同じ。)と車道(同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。以下同じ。)の区別のある道路にあっては、 下端の高さ2.5メートル未満のもの又は車道に突き出るもの 4
 - 1 歩道と車道の区別のない道路にあっては、下端の高さ4.7メ のもの

同規則 叛田市屋外広告物条例

- 28条第1項の規定により指定された景観重要樹木及び飯田市景観条例第 26条第1項の規定により指定された景観資産。ただし、規則で定める広 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物、同法第 告物等を表示し、又は設置する場合を除く。 (8)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観又は風致を維持するために特 に必要があるものとして規則で定める物件

4条第1項第9号の規則で定める物件は、次に掲げるとおりとす

条例第

 \mathcal{O}

- 市長は、前項第9号に規定する物件を定め、及び変更しようとするとき
 - は、あらかじめ、飯田市土地利用計画審議会条例(平成19年飯田市条例第 14号)の規定に基づく飯田市土地利用計画審議会(以下「審議会」という。) の意見を聴かなければならない。 $^{\circ}$
- 次に掲げる広告物等については、第1項の規定は適用しない。

က

- (1) 公職選挙法 (昭和25年法律第100号) その他の法令の規定に基づく選 挙運動のために表示し、又は設置するもの
- (2) 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
- (3) 国又は地方公共団体が祭典その他の公共の事業により一時的に表示 し、又は設置するもので、公益上必要であり、かつ、景観の育成、風致 の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼすおそれがないもの として、当該表示又は設置について市長の許可を得たもの
 - (4) 公益上必要であり、かつ、景観の育成、風致の維持又は公衆に対する 危害の防止に支障を及ぼすおそれがないもので、次に掲げるもの
- 便の増進を図る目的で一時的に設置されるもので、規則で定めるもの 道路工事その他の工事により、公共の安全を確保し、又は公衆の利 その他公共の福祉の増進又は啓発を目的に設置されるもので、規則

(7) パーキング・チケット発給設備(道路交通法第49条に規定するものを 条例第4条第3項第3号の規定による市長の許可を得ようとする者は、 よう壁及び石垣の類(道路の防護施設に限る。) トンネル、高架構造物及び分離帯 送受信塔及び照明塔 郵便ポスト及び路上変電塔 カーブミラー 送電塔、 貯水塔 (1) (2) (3) (4) (2) \mathfrak{C}

禁止物件表示許可申請書(様式第1号)2部を市長に提出しなければなら

- 条例第4条第3項第4号アの規則で定めるものは、工事用の案内標識そ の他これらに類するものとする。 4
 - ريـ 条例第4条第3項第4号イの規則で定めるものは、次に掲げるとおり する。 Ŋ
- 国又は地方公共団体が設置するもの (1)
- 員会(地方自治法第202条の4第1項の規定による地域 泰 2 かん #6 (5)

(点檢)	(点檢)
	4 則余第2頃の規定は、第2項第5号及び則項第2号に掲げる基準を定し、及び変更する場合について準用する。
ななっている。	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(1) 前項第3号に掲げる基準(0) 共口で担訴するそになる 共口に担訴するそのは 4 日間を与えて 世帯
	次に掲げるとおりとする。
	3 屋外広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法及び維持の基準は、
ものであること。	
すものでないこと。 (4) 倒壊、落下その他の損傷により公衆に対し危害を及ぼすおそれのない	
と。 (3) 癖朽、腐食その他の劣化により周囲の景観の育成に著しい支障を及ぼ	
(2) 屋外広告物が道路交通の安全を阻害するおそれのないものであるこ	
げるものでないこと。	
(1) 屋外広告物が信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨	
とする。	
、エニーニーン・スティー・コーナー 第4条 条例第5条第2項第5号の規則で定める基準は、次に掲げるとおり	(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準
(居外厅生物の事示の古法等の甘灌)	サンシーン フィンフィン
	(4) 屋外広告物を表示しない面を望見し得る場合にあっては、その面が塗
	こと。 (3) 汚染し、たい色し、はく離し、又は破損していないこと。
	(2) 保安上使用する場合を除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用していない
	ه کا
	(1) 保安上使用する場合を除き、地色に彩度15未満の色を使用しているこ
	基準は、次に掲げるとおりとする。
	つないの目的中も女がし、人は改員していならない。 2 屋外広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及びその維持の
	お 3 米 向人も、以好な兵職と自及し、有し、は風致と離けし、人は公米に 対する危害を防止するため、次項各号又は第 3 項各号に掲げる基準に適合
	(屋外広告物の表示の方法等の基準)
会が市長と協議し、かつ、市長が適当	
目治とにおいて甲核的にまちづくりに取り組むため組織された姿員会	
飯田市屋外広告物条例・同	
•	

飯田市屋外広告物条例·同規則

又は改造した時及びその後3年以内ごとに行うものとする。ただし、条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う広告物等にあっては、許可

条例第5条の2第1項の点検は、広告物等を表示し、

条例第5条の2第2項の規則で定める広告物等は、高さ4メートルを超

又は許可の更新の申請前60日以内に行わなければならない。

10

紙

第2条第1項に規定する建築士

建築士法(昭和25年法律第202号)

の資格を有する者

に関する技能講習の修了者

前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認めた者

屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域

(2) 屋外広告業の事業団体が公益目的事業として実施する広告物の点検

(1) 屋外広告物法(昭和 54年法律第 189号。以下「法」という。)

条第2項第3号のイに規定する試験に合格した者

条例第5条の2第2項の規則で定める者は、以下の者とする

える広告物等とする。

က

 α

第4条の2 第2項又は第3項の基準を維持するため、規則で定めるところにより、 広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わ 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者は、前 なければならない。 条の2 朱 $\overline{\Omega}$ 紙

2 前項の点検のうち規則で定める広告物等に係るものは、規則で定める者に行わせなければならない。

第2節 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域

(屋外広告物禁止地域)

第6条 次に掲げる地域又は場所(第11条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域を除く。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1)都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域(次条において「住居専用地域」という。)
- (3) 都市計画法第2章の規定により定められた景観地区のうち、規則で定める地域
- (3) 道路(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条に規定する道路をいう。)、鉄道、軌道若しくは素道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域
- (4) 次に掲げる地域又は場所のうち、規則で定める地域又は場所
- ア 都市緑地法(昭和48年法律第12号)の規定に基づく市民緑地又は飯田市緑の育成条例(平成19年飯田市条例第42号)の規定に基づく緑地保全配慮地区若しくは市民緑地
 - イ 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)の規定に基づく市民農 園の区域

(屋外広告物禁止地域) ・ 第5条 条例第6条第1項第3号の規則で定める地域は、別表第1のとお、 とする。

- ウ 文化財保護法(昭和55年法律第514号)の規定に基づき指定され、登録され、又は選定された建造物の周囲の地域若しくは史跡名勝天然記念物の地域
- エ 文化財保護条例(昭和20年長野県条例第44号)の規定に基づき指定された建造物の周囲の地域又は長野県史跡名勝天然記念物の地域
- ら4.6.7年に毎回物の周囲の電機入は投對所文庫も勝入然記念物の電機才、飯田市文化財保護条例(昭和41年飯田市条例第33号)の規定に基づき指定された建造物の周囲の地域、飯田市史跡の地域、飯田市名勝の地域又は飯田市文化的景観の地域
- カ 森林法(昭和56年法律第549号)の規定に基づき指定された保安林 のある地域
- キ 自然公園法(昭和32年法律第161号)の規定に基づく自然公園の地域又は長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号)の規定に基づき指定された郷土環境保全地域若しくは飯田市環境保全条例(昭和49年飯田市条例第10号)の規定に基づき指定された保全地区
- (5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして、規則で定める地域又は場所
- たらら記録へほかに たびら記録へほ場が というというとするときは、あらかじめ、規 定、指定の解除又はその区域を変更しようとするときは、あらかじめ、規 則で定めるところにより、市民及び当該地域若しくは場所に関係を有する 者の意見を求めるために必要な措置を講じるとともに、当該地域又は場所 に係る地域協議会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の5第1 項の規定による地域協議会をいう。以下同じ。)及び審議会の意見を聴く ものとする。

(屋外広告物禁止地域等の指定等の手続)

- 第6条 条例第6条第2項(条例第10条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による市民及び当該地域又は場所に関係を有する者の意見を求めるための必要な措置は、次のとおりとする。
- (1) 当該地域若しくは場所の指定、指定の解除又はその区域を変更する案(条例第10条第3項において準用する場合は、同条第2項の基準の決定又は変更を含む。以下「禁止地域等の指定等の案」という。)をインターネットを利用して30日間表示すること。
- (2) 市長の指定する場所及び当該禁止地域等の指定等の案の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所(飯田市地域自治区の設置等に関する条例(平成18年飯田市条例第42号)第4条に規定するものをいう。以下同じ。)において、当該禁止地域等の指定等の案を30日間公衆の総覧に供すること。
- 2 市長は、条例第6条第2項の規定により地域協議会の意見を聴こうとするときは、趣意書及び禁止地域等の指定等の案を当該地域協議会の長に送付するものとする。この場合において、当該禁止地域等の指定等の案によって景観の育成に影響を受けると認められる土地の区域に係る他の地域

新田市屋外広告物条例・同規則

会の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該他の地域協議会 の長にも趣意書及び禁止地域等の指定等の案を送付して、その意見を聴 ものとする。

- 前項の規定により趣意書及び禁止地域等の指定等の案の送付を受けた 地域協議会の長は、当該禁止地域等の指定等の案について意見を述べよう とするときは、当該禁止地域等の指定等の案に関する地域協議会の意見を 記載した意見書を市長に提出するものとする。 \mathfrak{C}
- 下「審議会」という。)の意見を聴こうとするときは、前項の規定による 地域協議会の意見(地域協議会の意見がある場合に限る。以下、審議会の を聴く場合における地域協議会の意見について同じ。)及び禁止地域 市長は、条例第6条第2項の規定により飯田市土地利用計画審議会(以 意見を聴く場合における地域協議会の意見について同じ。)及 等の指定等の案を提出して、審議会の意見を聴くものとする。 4

(屋外広告物禁止地域の指定があった場合の特例)

(屋外広告物禁止地域の指定があった場合の特例)

無

- はり紙、はり札、広告旗、 第7条 条例第7条(条例第10条第3項において準用する場合を含む。 立看板類、広告幕類及びアドバルーンとする。 条例第7条の規則で定める期間は、6月とする。 において同じ。)の規則で定める広告物等は、 住居専用地域の決定若しくは変更(拡張の場合に限る。)又は前条
 - $^{\circ}$

は区域の拡張に係る地域若しくは場所に表示され、又は設置されている広 はその区域の拡張があった際、現に当該決定若しくは変更又は指定若しく 告物等は、当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張のあった日 から3年(規則で定める広告物等にあっては、3年を超えない範囲内で規 則で定める期間)を経過する日までは、同項の規定にかかわらず、引き続 第1項第2号から第5号までに規定する地域若しくは場所の指定若し いて表示し、又は設置しておくことができる。

次に掲げる広告物等については、第6条第1項の規定は、適用しな (適用除外) 第8条

- (1) 第4条第3項第1号及び第2号に掲げるもの
- 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認 められるもの (2)
- (3) 次に掲げるもので、規則で定めるもの
- 営業所等 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、
 - 祭典その他慣例上使用するもの に表示するもの

一時的又は仮設的なもの

次に掲げるとおりとす 、営業所等に (1) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所 条例第8条第3号の規則で定めるものは、 第8条 ν° °

(適用除外)

表示するもの (第11条第6項第1号において「自己用広告物」という。) ついては、表示面積の合計が10平方メートル以下のもので当該表示す

() 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置するものについては、条例第6条第1項第1号の規定により定めた地域(飯田市景観計画に定める地域 2) 祭典その他慣例上使用するものについては、祭典その他年中行事等の に限る。)内における第3条第1項第2号に規定する巻付広告以外の巻 条例第8条第4号の規定による許可を受けようとする者は、案内広 告物等表示(設置、改造)許可申請書(様式第2号)の正本2部及び副本 (1) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び 新田市屋外広告物条例·同規則 3項に規定する (3) 一時的又は仮設的なものについては、表示期間並びに責任者の住所及 び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のた 市長は、条例第8条第4号の規定による許可をした場合には、前項の規 定による正本を、当該行為の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事 9条第1項の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。 (2) 表示し、設置し、又は改造しようとする場所の付近の見取図 に、次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。 (4) 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置するものについては、 る地域について適用される景観育成基準(条例第24条 図面(はり紙及びはり札にあっては、現物又は見本) (適用除外に係る案内のための広告物等の許可基準等) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件 観育成基準をいう。以下同じ。) に適合するもの 営利を目的としないもので、次に掲げるもの 豐 至 会合その他催物に関するもの (禁止地域における許可の申請) 務所の長に送付するものとする。 示期間が30日を超えないもの ためにするもの 条例第 めのもの Ш 付広告 严 9条 第10条 (2) 紙 $^{\circ}$ 市長は、前条第4号の規定による許可の申請があった場合におい (4) 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、設置し、又は 許可 改造するもので、当該表示、設置又は改造について市長の許可を受けた (5) 第6条第1項第4号に掲げる地域又は場所において、表示し、又は設 て、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、 アからエまでに掲げるもののほか、営利を目的としないもの 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置するもの 置するもので、規則で定めるもの しなければならない。 (適用除外の許可等)

第9条

H 7

飯田市屋外広告物条例·同規則

以てかた楯			١٥)	
1面0.5平方メートル以下かつ合計1平方メートル以下、公倒第6条第1項第3号に掲げる地域にあっては、1面2平方メートル以下かつ合計4平方メートル以下から計4平方メートル以下)。ただし、2以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数を乗じて得た面積以下	5メートル以下	地色の彩度8以下	次に掲げるものを使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類する もの (3) 当該地域に適用される景観育成基準に適合し ないもの	1 地点又は1 施設について市の区域内に2 個以内
表 示 国	插 い ら ら さ	色彩	その他	個数
**	示の方	洪		

第4条第2項の規定は、前項に規定する基準の決定及び変更について準用する。

 $^{\circ}$

- 3 前条第4号の許可の有効期間は、3年(規則で定める広告物等にあっては、3年を超えない範囲内で規則で定める期間)とする。
- 4 前条第4号の許可には、当該地域又は場所における良好な景観若しくは 風致の維持若しくは公衆に対する危害防止のために必要な限度において、 条件を付することができる。
- 5 市長は、前条第4号の規定による許可をしたときは、その者に対し、許可証を交付しなければならない。ただし、はり紙、はり札その他規則で定める広告物等については、当該広告物等に許可済印を押すことをもって、これに代えることができる。
- 項において同じ。)の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンとする。
 3 条例第9条第3項の規則で定める期間は、6月とする。
 4 条例第9条第5項(条例第10条第3項、第12条第4項及び第14条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による許可証は、屋外広告物許可証(様式第3号)とし、同項ただし書に規定する許可

次

条例第9条第3項(条例第10条第3項において準用する場合を含む。

 α

- 済印は、屋外広告物許可済印(様式第4号)とする。 5 条例第9条第5項ただし書の規則で定める広告物等は、次に掲げる広告 物等とする。
- 1) 広告旗、立看板その他これらに類するもので、これらに許可証を付

新田市屋外広告物条例·同規則

ことがその形 とより許可済印を押す , J 10

(2) 前号に掲げるもののほか、許可済印を押すことが合理的なもの

(屋外広告物許可地域)

等表示 (設置、改造) 許可申請書 (様式第5号) の正本2部及び副本に、第9条第1項各号に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならな 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、広告物 第11条 ŝ

及び次条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域を除く。)において、

次に掲げる地域又は場所(第6条第1項各号に掲げる地域又は場所

前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を当該許可に

9

係る広告物等に付けて表示しておかなければならない。

(屋外広告物許可地域)

広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置

又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

(1) 第6条第1項各号に掲げる地域若しくは場所の周辺又はこれらから

条例第10条第1項第1号の規則で定める地域は、別表第2のとおりとす κ_ο α

条例第10条第1項第2号の規則で定める地域又は場所は、別表第3の おりとする。 က

し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして

規則で定める地域又は場所

 α

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持

展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域

ريـ

条例第10条第2項の規則で定める基準は、別表第4及び当該地域に適用 される景観育成基準とする。 4

第9条第2項の規定は、条例第10条第2項の規定による許可をした場合 について準用する。 5 市長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請 に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければな

第10条第2項及び第4項参照 第7条第1項、 6条第1項、 (新

菰

1項第2号から第5号まで」とあるのは「第10条第1項各号」と、「当該 決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張」とあるのは「当該指定又 は区域の拡張」と読み替えるものとする。 4

は第1項の許可について、それぞれ準用する。この場合において、第7条中「住居専用地域の決定若しくは変更(拡張の場合に限る。)又は前条第

定の解除及びその区域の変更並びに前項に規定する基準の決定及び変更 について、第7条の規定は第1項各号に規定する地域又は場所の指定及び その区域の拡張があった場合について、前条第3項から第6項までの規定

第6条第2項の規定は、第1項各号に規定する地域又は場所の指定、

က

次に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。 4条第3項第1号、第2号及び第8条第2号に掲げるもの 無

3号アからオまでに掲げるもので、規則で定めるもの

条例第10条第4項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとす 9

自己用広告物については、表示面積の合計15平方メートル以下のもの

(1)

当該地域について適用される景観育成基準に適合するものに限る。

-1-8-10

• 同規則 飯田市屋外広告物条例

8条第2号、第3号、及び第5号に掲げるもの

紙

条例第10

条第1項の規定により定めた地域(飯田市景観計画に定める地域に限 る。)内における第3条第1項第2号に規定する巻付広告以外の巻付広 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置するものについては、 設置し、又は改 (3) 第1項各号に掲げる地域又は場所において、表示し、 造するもので、規則で定めるもの

屋外広告物特別規制地域 3 經 紙

> 市長は、地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持 を図ることが特に必要な地域又は場所を、屋外広告物特別規制地域として 指定することができる。

屋外広告物特別規制地域

第3節

前項の指定は、あらかじめ、市民及び当該地域又は場所に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるとともに、当該地域又は場所に係る地域協議会及び審議会の意見を聴いて、規則で定めて行うものとす S

3 前2項の規定は、屋外広告物特別規制地域の指定の解除及びその区域の 変更について準用する

 \bowtie は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可 第12条 屋外広告物特別規制地域において、広告物等を表示し、設置し、 を受けなければならない。 (許可等)

市長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請 に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければな らない。 $^{\circ}$

第1項の許可の有効期間は、規則で定める期間とする。

භ **4**

第1項の許可について準用す 第9条第4項から第6項までの規定は、

該指定又は区域の拡張に係る地域又は場所に表示され、又は設置されてい る広告物等は、当該指定又は区域の拡張のあった日から規則で定める期間 屋外広告物特別規制地域の指定又はその区域の拡張があった際、現に当 を経過する日までは、第1項の規定にかかわらず、引き続いて表示し、又 は設置しておくことができる。 2

用しない。 煙 第1項の規定は、 次に掲げる広告物等については、

定並びに条例第12条第2項の規則で定める基準、同条第3項の規則で定める期間(条例第14条第2項の規定により準用する場合を含む。)、同条第5 条例第11条第2項の規定による屋外広告物特別規制地域の指 項の規則で定める期間及び同条第6項第2号の規則で定めるものは、別表第5及び別表第5の2かとおりとする。 第11条の2

(屋外広告物特別規制地域)

条例第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、広告物等表(シェ みき) 許可由語書(棒式第5号)の正本2部及び副本に、第9 示(設置、改造)許可申請書(様式第5号)の正本2部及び副本に、第 条第1項各号に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。 S

第9条第2項の規定は、条例第12条第2項の規定による許可をした場合 について準用する。 က

(第10条第4項参照)

同規則 飯田市屋外広告物条例

- 第4条第3項第1号及び第2号に掲げるもの
 - 前号に掲げるもののほか、規則で定めるもの (規則を定める手続等) (2)

に必要な措置を講じるとともに、当該地域又は場所に係る地域協議会及び 項に規定する期間及び同条第6項第2号に規定する広告物等は、あらかじ め、市民及び当該地域若しくは場所に関係を有する者の意見を求めるため 審議会の意見を聴いて、当該屋外広告物特別規制地域の指定に併せて定め 前条第2項に規定する基準、同条第3項に規定する期間、 るものとする。

同条第5項に規定する期間及び同条第6項第2号に規定する広告物等の 前項の規定は、前条第2項に規定する基準、同条第3項に規定する期間、 変更について準用する。 $^{\circ}$

許可の更新等 第4節

(許可の更新)

'の更新) 第8条第4号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による許可 - エニロゼフトロ国新を受けたときにあっては、当 該更新を受けた許可)の有効期間 (第17条において「許可期間」という。) 満了後、引き続いて広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該 (当該許可についてこの項の規定により更新を受けたときにあっては、 表示又は設置について、許可の更新を受けなければならない。 第14条

及び第4項から第6項まで(第10条第3項及び第12条第4項において準用する場合を含む。)、第10条第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定 第9条第1項、第3項(第10条第3項において準用する場合を含む。) 前項の許可の更新について準用する。 $^{\circ}$

許可の更新等 第4節

(許可の更新)

次の各号に規定する当該更新を受けようとする許可の区分に従い、それぞ れ当該各号に規定する申請書の正本2部及び副本を許可期間満了の日の 条例第14条第1項の規定による許可の更新を受けようとする者は、 10日前までに市長に提出しなければならない。 第12条

- 許可更新 (1)条例第8条第4号の規定による許可 広告物等表示(設置) 申請書(様式第6号)
- 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならな 広告物 条例第10条第1項又は条例第12条第1項の規定による許可 等表示 (設置) 許可更新申請書 (様式第7号) (2)
- (1) 広告物等安全点検報告書 (様式第8号)

 $^{\circ}$

- 広告物等の現況の写真 (2)
- 第9条第1項各号に掲げるもの(変更に係る図書に限る。) (3)
- 9条第2項の規定は、条例第14条第1項の規定による許可の更新を (第10条第4項参照) 合について準用する。 た場 က

 \sim

(許可の更新の基準)

条例第10 Fに係る許 条第2項及び条例第12条第2項の規則で定める基準は、当該更新に係る 条例第14条第2項において準用する条例第9条第1項、 可の際の基準によるものとする。

飯田市屋外広告物条例・同規則

1号の届出にあっては届出書の正本2部及び副本)を市長に提出して、行

掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める届出書の正本及び副本

産

(設置)

広告物等表示

(1) 許可に係る広告物等の表示又は設置の廃止

うものとする。

(様式第10号)

氏名等変更届

(2) 氏名若しくは名称又は住所の変更

止届(様式第9号)

条例第15条第1項から第3項までの規定による届出は、次の各号に

(廃止等の届出)

第15条 第8条第4号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第8条第4号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けた広告物等(次項において「許可に係る広告物等」という。)の表示又は設置を廃止したとき。
- (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 2 前項に定めるもののほか、許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を専ら自己に代り管理する者(以下「管理する者」という。)を選任したときは、選任した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該管理する者を解任したとき、又は管理する者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったときも、また同様とする。

承継届

管理する者の選任若しくは解任又は氏名若しくは名称若しくは住所

譲渡、相続その他の理由により許可を受けた者の地位の承継

管理者選任 (解任・変更) 届 (様式第11号)

の変更

(4)

9条第2項の規定は、前項第1号の場合について準用する

様式第12号

 $^{\circ}$

許可取消書(様式第13

当該許可を取り消される者に交付して行うものとする

条例第16条の規定による許可の取消しは、

(許可の取消)

第15条

- 3 譲渡、相続その他の理由により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継の目から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。 (許可の取消)
- 、III 1755 III 第16条 市長は、許可を受けた者が、偽りその他不正の手段により許可を受けたときは、その許可を取り消すことができる。
- (許可の失効) (許可の失効) 第17条 許可期間が満了したとき又は第15条第1項第1号の規定による廃 止の届出があったときは、第8条第4号、第10条第1項又は第12条第1項 の規定による許可は、その効力を失う。

(除却の義務)

第18条 許可を受けた者は、第16条の規定により許可が取り消されたとき又は前条の規定により当該許可が効力を失ったときは、遅滞なく当該広告物等を除却しなければならない。

第3章 監督

(除却命令等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該広告物等の表示、設置若しくは改造の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、当該広告物等の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- [) 第4条第1項の規定に違反した者
-) 第6条第1項の規定に違反した者

第3章

(除却命令等)

第16条 条例第19条第1項又は第2項の規定による命令は、命令書(様式第14号)を、同条第1項各号又は第2項各号に規定する者に交付して行うものとする。

2 前項の命令をしようとするときは、飯田市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則(平成6年飯田市規則第38号)の例により、同項に規定

新田市屋外広告物条例·同規則

聴聞又は弁明の機会を付与し、意見陳述のための手続を

る地域 第10条第1項の規定による許可を受けないで、同項各号に掲げ 又は場所において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者 (3)

- (4) 第12条第1項の規定による許可を受けないで、第11条第1項の規定に よる屋外広告物特別規制地域において広告物等を表示し、設置し、又は 改造した者
- 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、15日以上の期限を定 め、当該広告物等の改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることが $^{\circ}$
- (1) 第5条第1項の規定に違反した者
- 第9条第4項(第10条第3項及び第12条第4項において準用する場合 を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者 (除却の告示) (5)

市長は、法第7条第2項の規定により屋外広告物を掲出する物件を

除却する場合においては、15日以上の期限を定め、その期間内にこれを除 却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長又は市長の命じた 者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。 (保管した広告物等の告示及び売却等)

市長は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、 次に掲げる事項を告示しなければならない。 第21条

- (1) 当該広告物等の名称、種類及び数量
- 当該広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した (2)
- 当該広告物等の保管場所 (3)
- 前3号に掲げるもののほか、当該広告物等を返還するため必要な事項 で市長が定めるもの
- 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等について保管物 件一覧簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。 $^{\circ}$
- 若し くは破損するおそれがあるとき、又は第1項の規定による告示の日から次 の各号に掲げる広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過して もなお当該広告物等を返還することができない場合において、評価した当 該広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要する 当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することがで 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等が減失し、 Δ က
- Ш 4項の規定により除却された屋外広告物 7 条第 法第

17条 法第7条各項の規定による違反広告物等(以下「違反広告物等」という。)の除却、違反広告物等の自主除却の通知その他の措置について必 第17条 法第7条各項の規定による違反広告物等(以下「違反広告物等」 (違反広告物の除却) する者に対し、 るものとする。

(保管した広告物等の告示及び売却) 要な事項は、市長が別に定める

法第8条各項の規定による保管した広告物等の告示、保管及び売却 その他の措置について必要な事項は、市長が別に定める 第18条

飯田市屋外広告物条例・同規則

- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間
- 4 前項の広告物等の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
- 5 第3項の規定による広告物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札 (以下この項において「競争入札」という。)に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により行うことができる。

(報告及び立入検査)

第52条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等について検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(処分、手続等の効力の承継)

、たび、よのようがある。 第23条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第4章 広告物等の届出等

(届出及び勧告等)

第24条 景観法第8条第2項第1号の規定による景観計画区域(第6条第1項各号に掲げる地域又は場所、第10条第1項各号に掲げる地域又は場所及び第11条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域を除く。第6項において同じ。)内において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、

(報告)

- 第19条 市長は、条例第22条第1項の規定により報告又は資料の提出を求めようとするときは、報告等依頼書(様式第15号)を、同項に規定する者に送付するものとする。
- 2 前項の規定による報告等依頼書を受理した者は、遅滞なく、報告書(様式第16号)又は資料を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第20条 条例第22条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、飯田市職員服務規程(昭和45年飯田市訓令第6号)第5条の2第2項に規定する職員証とする。

第4章 広告物等の届出等

(行為の届出)

第21条 条例第24条第1項又は第2項の規定による届出は、届出書(様式第17号)の正本及び副本並びに建築等計画概要書(様式第18号)2部を市長に提出して行うものとする。

前項の届出書及び建築等計画概要書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面

 \mathcal{O}

販田市屋外広告物条例・同規則

設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

- (1) 広告物等を表示し、又は設置する敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺5,200分の1以上のもの
 - 当該敷地及びその周辺の状況を示す写真
- 3) 当該敷地内における広告物等の位置を示す図面で縮尺100分の1以上のもの
- (4) 広告物等の彩色が施された二面以上の図面で縮尺20分の1以上のもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書
- 3 景観育成特定地区以外の景観計画区域(以下「普通地域」という。)内の行為にあっては、飯田市景観条例(平成19年飯田市条例第41号)第26条第1項第3号の優れた風景を眺望できる地点として景観資産に指定されている地点等から眺望できる範囲のうち、特に優れた景観を有する区域として飯田市景観計画で定めるものをいう。)内で行う行為に限り、当該行為後における当該地点等からの予想される眺望の写真を添付するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、市長は、前2項の規定による図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- 5 条例第24条第1項の規則で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに行為の完了予定日とする。
- 6 第1項の規定による届出書及び建築等計画概要書に記載すべき事項並びに第2項の規定により添付する図書は、飯田市景観規則(平成19年飯田市規則第58号)第10条第1項の規定による届出書及び建築等計画概要書に記載すべき事項並びに景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項、飯田市景観規則第10条第2項及び同条第3項の規定により添付する図書と共通するものについて飯田市景観規則第10条第1項の規定による届出書に併せて条例第24条第1項又は第2項の規定により届け出る場合にあっては、これを省略することができるものとする。

(変更の届出) 第22条 条例第24条第2項の規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第5項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

販田市屋外広告物条例·同規則

- 3 市長は、前2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が飯田市景観計画に定められた広告物等の表示、設置及び改造に関する行為についての制限(以下この章において「景観育成基準」という。)に適合しないと認めるときは、前2項の規定による届出をした者(以下「届出をした者」という。)に対し、その届出に係る行為に関する広告物等の設計の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。
- 4 前項の勧告は、第1項又は第2項の規定による届出のあった日から30 日以内にしなければならない。
- 5 次に掲げる行為については、前各項の規定は適用しない。
- (1) 景観法第16条第7項第2号から第10号までに掲げる行為
- (2) 景観法施行令 (平成16年政令第398号) 第10条第1号から第3号まに掲げる行為
-)通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (4) 第4条第3項第1号、第2号及び第8条第3号に掲げるものを表示し、設置し、又は改造する行為
- (5) 国、地方公共団体又は飯田市景観条例第9条第5項第6号の規定による公共的団体が行う行為
- 3)その他規則で定める行為

(勧告等の手続)

- 第53条 市長は、条例第24条第1項又は第2項の届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観育成基準並びに条例第5条第2項各号及び同条第3項各号の基準に適合するかどうかを判断し、当該行為が景観の育成に及ぼす影響が軽微であると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置をとるよう指導することができるものとする。
 - 2 条例第24条第3項若しくは条例第26条の規定による勧告又は前項の規定による指導は、勧告書(様式第19号)又は指導書(様式第20号)を当該届出をした者に交付して行うものとする。
- 3 景観育成特定地区においては、飯田市景観規則第4条第2項各号に掲げる事項のほか、飯田市景観計画(同項各号に掲げるものに相当する部分を除く。)の適用があるものとする。

(通常の管理行為、軽易な行為)

p

第54条 条例第54条第5項第3号の規則で定める行為は、広告物等の汚染、たい色、はく離又は破損その他により、塗装又は部材の更新その他の修繕による原状回復を行う行為(色彩の変更又は材料若しくは形態意匠の変更その他の変更を伴わないものに限る。)で行為の対象の面積が10平方メートルを超えない行為とする。

(届出を要しない行為)

- 第55条 条例第24条第5項第6号の規則で定める行為は、普通地域内で行う行為のうち、次の各号に掲げる行為の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げるもの以外のものとする。
- (1) 広告塔、広告板その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、広告板その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。) 当該新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが4メートルを超え、又は当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積(その最大見つけ面積の合計による。以下同じ。)が5平メートルを超え、若しくは表示面積の合計(同一の者が50メートル以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及

飯田市屋外広告物条例

以下この項において同じ。)の外観に広告物等の表示又は設置がされる 築物又は工作物(広告塔、広告板その他これらに類するものを除 号の表示面積の合計を含む。)が10平方メートルを超えるもの

一の者が50メートル以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び前号の表示面積の合計を含む。)が10平方メートル 当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積 (建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広 告物等とみなす。)が5平方メートルを超え、又は表示面積の合計(同 物等とみなし、 ものの建設等 を超えるもの

広告物等を改造して前2号に掲げる規模となる行 物等の改造 (4) 自己用(自己の事業又は営業に関し、自己の吐ದ、平37/2、12/20日に表示又は設置するものをいう。以下同じ。)の広告塔、広告板その他トルドにおけてまめの建設等・当該新設、増築、改築又は移転に係る部 分の高さが4メートルを超え、又は当該建設等に係る部分の広告物等の表示面積の合計(次号の表示面積の合計を含む。)が15平方メートルを 超えるもの

(5) 自己用の建築物又は工作物の外観に広告物等の表示又は設置がされるものの建設等 当該建設等に係る部分の広告物等の表示面積の合計 広告物等を改造して前2号に掲げる規模 (前号の表示面積の合計を含む。)が15平方メートルを超えるもの自己用の広告物等の改造 広告物等を改造して前2号に掲げる

となる行為

(9)

前項の規定にかかわらず、発光ダイオードその他の発光体を用いた動画による広告物等に関する行為は、発光部分の面積が 3 平方メートルを超えるもの以外のものとする。 $olimits_{\mathcal{O}}$

条例第24条第6項の規定により景観育成特定地区ごとに定める同条第5項第6号の規則で定めるものは、別表第6の左欄に掲げる景観育成特定地区について、同表の中欄に掲げる行為の種類に応じ、同表の右欄に掲げ 当するもの以外のものとする \mathfrak{C}

観育成特定地区をいう。以下同じ。)における前項第6号の規則で定める行為は、行為の種類及びその規模に応じて、景観育成特定地区ごとに定め るものとする。この場合において、景観育成特定地区以外の景観計画区域 おける当該届出を要する行為となるよう定めなければならない。 市長は、第5項第6号の規則で定める行為を定めようとするときにあっ 景観育成特定地区(飯田市景観条例第4条第4項の規定により定める景 における第1項の届出を要するすべての行為が、その景観育成特定地区に 2 9

より同号の規則で定める行為を定めようとするときにあっては、併せて、当該景観育成特定地区の土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くもの

審議会の意見を聴くものとする。この場合において、前項の規定に

ては、

販田市屋外広告物条例·同規則

(地域協議会の長への通知等及び説明会の開催) 第25条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、 その旨を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に通知するものとする。 2 前項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為に関し当該地域に関する飯田市景観条例第4条第2項の規定により定めた地域景観計画の推進の見地から意見があるときは、規則に定めるところにより、市長に当該意見を述べることができる。

3 第1項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例(平成19年飯田市条例第15号)第11条第1項に規定する土地所有者等(以下「地域住民等」という。)の意見を聴く必要があると認めるときは、説明会(当該通知に係る行為に関して地域住民等に説明するための会合をいう。以下同じ。)を開催すべき旨を、当該通知に係る届出をした者に対し要請するよう、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出を踏まえて説明会の開催が必要である。認めるときは、当該通知に係る届出をした者に、規則で定めるところに。り、当該説明会の開催を要請するものとする。

5 飯田市土地利用調整条例(平成19年飯田市条例第39号)第7条第3項から第7項までの規定は、説明会の開催について準用する。この場合において、同条第3項から第7項までの規定中「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と読み替えるものとする。

(地域協議会の長への通知等)

第26条 条例第25条第1項の規定による通知は、届出受理通知書 (様式第21号)を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うとともに、当該届出に係る第21条第1項の規定による建築等計画概要書並びに同条第2項各号及び第3項の規定により添付する図書を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に送付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、市長が別に定める団体(当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る可体に限る。)の長にも届出受理通知書を送付するものとする。

2 地域協議会の長は、条例第25条第2項の規定により意見を述べる場合は、市長が別に指定する日までに限り行うことができるものとする。この場合において、意見書(様式第22号)を市長に提出するものとする。

3 条例第25条第3項の規定による説明会の開催の申出は、前項の意見書はその旨を記載して行うものとする。

닏

4 条例第25条第4項の規定による説明会の開催の要請は、説明会開催要請書(様式第23号)を当該届出をした者に送付して行うものとする。

2) 4

1号イ中「条例第7条第4項」とあるのは「飯田市屋外広告物条例第25 第1項又は第2項の届出」とあるのは「飯田市屋外広告物条例第24 条第3項から第7項までの規定は、説明会の開催について準用する。この場合において同条第3項中「条例第7条第3項」とあるのは「飯田市屋外 広告物条例第25条第5項において準用する条例第7条第3項」と、同項第 5項において準用する条例第7条第4項」と、同項第3号中「条例第 条第1項又は第2項の届出」と、「周辺の生活環境に及ぼす影響」とある のは「周辺の景観に及ぼす影響」と、同項第4号中「条例第4条第1項又 飯田市土地利用調整条例施行規則(平成19年飯田市規則第57号) 第24条第 <u>F</u> ** 告物 田市屋外広 「飯」 50 It **₽**€ 6 2頃(策 粂 ** 4 Ŋ

飯田市屋外広告物条例·同規則

2項の届出」と、同条第4項中「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と、同条第5項中「条例第7条第5項」とあるのは「飯田市屋外広告物条例第25条第5項において準用する条例第7条第5項」と、「説明会開催報告書(様式第6号)」とあるのは「説明会開催報告書(様式第24号)」と、同条第6項中「条例第7条第7項」とあるのは「飯田市屋外広告物条例第25条第5項において準用する条例第7条第7項」と、「説明会開催命令書(様式第7号)」とあるのは「説明会開催命令書(様式第7号)」とあるのは「説明会開催命令書(様式第7号)」と、多名のは「記明会開催命令書(様式第25号)」と、条第3項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会

(第23条第2項参照)

1項又は第2項の届出に係る行為について、景観育成基準に適合しない行

市長は、景観の育成のために必要があると認めるときは、第24条第

(原状回復等の勧告)

為をした者又はその者から当該広告物等についての権利を承継した者に

において、その原状回復を勧告し、又は原状回復が著しく困難である場合

に、これに代わるべき必要な措置をとることを勧告することができる

対して、相当の期限を定めて、景観育成基準に適合させるため必要な限度

(勧告の手続等) 第27条 市長は、第24条第3項の規定による勧告(景観の育成に重大な影響を与えるものとして規則で定めるものに限る。)又は前条の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴か

(勧告に従わない者の公表)

なければならない。

第28条 市長は、第24条第3項又は第26条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与え、及び審議会の意見を聴かなければならない。

S

(原状回復等の勧告の手続等)

第57条 条例第57条の規則で定める勧告は、次に掲げるものとする。(1) 景観育成特定地区内で行う行為に対する勧告のうち、市長が地域協議会及び審議会の意見を聴くことを要すると認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が景観の育成に重大な影響を与えるのとして地域協議会及び審議会の意見を聴くことを要すると認める

₩ ₩

(勧告に従わない場合の公表)

第28条 条例第28条の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法で行うものとする。

- 条例第28条の規定により規則で定める方法は、次に掲げるものとする。(1) 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、通知書(様式第26号)を、当該届出をした者に送付して、その者又はその者の代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。
-)前号の規定による通知書の送付を受けた者は、その送付を受けた日か

新田市屋外広告物条例・同規則

による意見の イ公開 3日以内に、市長に対して、意見書の提出に代え 聴取を行うことを請求することができる。

- 3) 市長は、前号の規定による意見の聴取の請求があった場合において は、届出をした者又はその者の代理人の出頭を求めて、公開による意見 の聴取を行うものとする。
- (4) 前号の規定による意見の聴取は、飯田市聴聞及び弁明の機会の付与の 手続に関する規則(平成6年飯田市規則第38号)の例により行うものと する。
- 市長は、条例第28条の規定により審議会の意見を聴こうとするときは、 次に掲げる図書を提出して審議会の意見を聴くものとする က
- 当該公表しようとする届出に係る図書
- 公表をしようとするまでの経過を示す書類 (2)
- 意見書又は同項第3号の規定により聴取した 定する 前項第1号に規 民 (3)
- (4) その他必要な書類

(着手制限の例外工事)

条例第29条第1項の規則で定める工事は、根切り工事、山留め工事 その他地上に表れない基礎工事とする 第29条 後でなければ、当該届出に係る行為(根切り工事その他の規則で定める工事に係るものを除く。)に着手してはならない。ただし、第26条の勧告を 届出をした者は、市長がその届出を受理した日から30日を経過した

(行為の着手制限期間の短縮の通知)

第30条 市長は、条例第29条第2項の規定により条例第29条第1項の期間を 短縮しようとするときは、行為の着手制限期間短縮通知書(様式第27号) を当該届出をした者に送付するものとする。 市長は、第24条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為につい て、景観の育成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼす

おそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

住民等による提案等

第5章

受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

S

(行為の着手制限等)

条例第5条から第7条までに定めるところによるものとする。この場合に 法第3条から第5条までの規定に基づく屋外広告物の表示及び掲 景観法第11条から第14条まで並びに景観法施行令第7条及び飯田市景観 おいて、飯田市景観条例第5条第3項若しくは第4項又は第7条の規定に より地域協議会又は審議会の意見を聴く場合は、第4条第2項(第5条第 4項及び第9条第2項において準用する場合を含む。)、第6条第2項(第 10条第3項において準用する場合を含む。)、第11条第2項(同条第3項に 用する場合を含む。)、第13条第1項(同条第2項において準用す 出物件の設置に関する行為の制限に係る住民等による提案等については、 (住民等による提案等) おいて準

澚 場合を含む。)及び第24条第7項の規定は、 屋外広告物監視員 第6章 10

(屋外広告物監視員の選任等)

対する危害を防止するため必要があるときは、規則で定めるところによ り、屋外広告物監視員を選任し、法第7条第4項に規定する事項その他の 市長は、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に 事項について、規則で定める業務を委任することができる。

屋外広告物監視員 第5章

(屋外広告物監視員)

「監視員」という。)の選任は、第3項に規定する業務を担当する区域を 指定して、当該区域に住所を有する者のうちから市長が選任するものとす 条例第31条の規定による屋外広告物監視員(以下この条において 第31条 α

市長は、前項の規定により監視員を選任しようとするときは、あらかじめ、選任する監視員の人数及び担当する区域について、当該監視員を選任しようとする土地の区域に係るまちづくり委員会の意見を聴くことがで 00 W

条例第31条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

 \mathfrak{C}

(1) 良好な景観の育成を行う者又は広告物等を表示し若しくは設置しよ うとする者に対し、情報の提供、相談その他の助言を行うこと。

屋外広告物に関する意見を市長に述べること。

違反広告物等について監視すること。 (3)

(4) 違反広告物等又は違反していると判断した広告物等を発見した場合 は、市長に通報すること。

(5) 違反広告物等が法第7条第4項第1号に規定するはり紙である場合は、当該はり紙を除却し、及び処分すること。この場合においては、前 号の規定による通報をすることを要しない。

(6) 前号の規定によりはり紙である違反広告物等を除却した場合は、その 日時、場所及び広告物の種類その他を記録簿に記録すること。

(7) その他良好な景観の育成をするために必要な業務

監視員は、違反広告物等を除却した場合は、前項第6号に規定する事項 を、定期に、市長に報告しなければならない。 4

補欠の監視員を選任す ることができるものとする。この場合においては、補欠の監視員の任期は、 5 監視員の任期は、2年とし、欠員があるときは、 前任者の残任期間とする

監視員は、法の規定及び条例の規定を遵守するとともに、業務について 知り得た事項を他人に漏らしてはならない。 9

監視員は、その業務に従事するときは、屋外広告物監視員証(様式第28 を携行しなければならない。 _

広告物等の表示及び設置 屋外広告物監視員を対象として 市長は、

同規則
•
条例
P
扣
14
女
Щ
干
\mathbb{H}
贸

60 10 を目的とする研修会を開催 ریہ に関し必要な知識を修得させる、 とする。

第7章

(書類の閲覧)

ち、景観の育成のため必要であるとして規則で定めるものについて、規則 市長は、第24条第1項又は第2項の規定による届出に係る書類のう で定めるところにより、これを閲覧に供するものとする 第33条

雑則 第6章

(書類の閲覧)

4 6 条例第33条第1項の規則で定める書類は、第21条第1項の規定に、 る建築等計画概要書並びに同条第2項及び第3項の規定により添付す 図書(以下この条において「建築等計画概要書等」という。)とする。 条例第33条第1項の規定による書類の閲覧は、次に掲げるところに 第32条

- 4 り、行うものとする。 Ø
- (1) 飯田市の休日(飯田市の休日を定める条例(平成元年飯田市条例第40 号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。)においては、建築等計 画概要書等を閲覧に供さない。
 - (2) 建築等計画概要書等の閲覧をする時間は、午前9時から午後4時まで (3) 建築等計画概要書等の閲覧をしようとする者は、閲覧所に備える閲覧 とする。
 - 簿に必要事項を記入し、係員に申し出なければならない。
- (4) 建築等計画概要書等を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなけ ればならない。
- 閲覧の場所は、市役所本庁事務所とする。
- 係員の指示に従って、所定の場所で閲覧をすること。 建築等計画概要書等を汚損し、又はき損しないこと。
- 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- 前項の規定による書類の閲覧は、条例第24条第1項又は第2項の規定に よる届出があった日から3年を経過する日までに限りできるものとする。 (公表) \mathfrak{C} 市長は、前項の規則で定める書類を閲覧する者が同項の規則に違反した
 - 第33条 条例第34条の規定による公表は、飯田市公告式条例(昭和31年飯田 市条例第3号)の例により行うものとする。 第10条第1項又は 第11条第1項の規定による指定をしたとき、又はこれらを変更したとき
- 衆の縦覧に供するものとする。この場合において、当該縦覧の場所及び当該公表に係る図書をインターネットを利用して2週間表示するものとす 前項の公表に係る図書又はその写しは、市長の指定する場所において公 α

は、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする

市長は、第4条第1項、第5条、第6条第1項、

ときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(公表)

第34条

3 市長は、第1項の公表をしたときは、当該指定又は変更の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に、当該指定又は変更に関する図 しを送付するものとする。 書の写

> 報の発信及び提供) 듵

同規則 叛田市屋外広告物条例

関する情報その他景観の育成に関する情報の発信及び提供に努めるもの 対する危害を防止するため、第24条第1項又は第2項の規定による届出に 市長は、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆 とする。

(助言及び協力等)

及び飯田市景観計画の普及、啓発その他の施策を講じることにより、飯田 市長は、前条の規定による情報の発信及び提供のほか、基本指針等 市景観条例第37条第1項の規定による認定団体、屋外広告物監視員及び景 観の育成の活動を行うものを育成し、及びその活動に協力するよう努める ものとする。

- 組織された委員会等をいう。次項において同じ。)は、市長に対し、その 活動する地域の景観の育成に関し必要な助言又は協力を求めることがで まちづくり委員会(地域自治区(地方自治法第502条の4第1項の規定 による地域自治区をいう。)において中核的にまちづくりに取り組むため α
- 市長は、まちづくり委員会に対し、当該まちづくり委員会が活動する地 域の固有の特性及び個性を生かした景観の育成を推進するため必要な助 言及び協力を行うものとする က

(委任)

この条例の施行に関し必要な事項 この条例に定めるもののほか、 は、市長が規則で定める。 第37条

第8章

(副副)

第19条第1項の規定による命令に違反して、広告物等の除却その他 必要な措置をとらなかった者は、50万円以下の罰金に処する 第38条

- 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する (1) 第4条第1項の規定に違反した者 第39条
 - 第6条第1項の規定に違反した者 (5)
- (3) 第10条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、同項各号に掲げ る地域又は場所において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者
- 設置 第11条第1項の 規定による屋外広告物特別規制地域において広告物等を表示し、 (4) 第12条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、 し、又は改造した者

20万円以下の罰金に処する 次の各号のいずれかに該当する者は、

補則 第7章

(補則)

条例の施行に関し必要な事項は、 この規則に定めるもののほか、 長が別に定める。 第34条

干

- て、広告物等の改造その他必 第19条第2項の規定による命令に違反し、 要な措置をとらなかった者 (1)
 - (2) 第22条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは 虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若し くは忌避した者

(両罰規定)

が、その法人又は人の業務に関して第38条から前条までの違反行為をした ときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の 罰金刑を科する。 第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者

副 丞

(施行期日)

平成20年1月1日から施行する。 この条例は、 (飯田市屋外広告物に係る環境美化等に関する条例の廃止)

(飯田市屋外広告物に係る環境美化等に関する条例施行規則及び屋外広

告物条例施行細則の廃止)

O

平成20年1月1日から施行する。

この規則は、 (施行期日)

飯田市規則第 22 号)及び屋外広告物条例施行細則(平成 12 年飯田市規則 飯田市屋外広告物に係る環境美化等に関する条例施行規則(昭和 62

18号) は、廃止する

#

飯田市屋外広告物に係る環境美化等に関する条例 (昭和62年飯田市条例 第22号) は、廃止する。 S

(条例施行前の手続)

見を聴いて定めることとされるものを定めようとするときは、この条例の 施行前でも当該地域協議会又は審議会の意見を聴くことができる。 市長は、この条例の規定により、あらかじめ地域協議会又は審議会の意 က

(経過措置)

- の規定により許可を受け、現に存在する広告物等については、その許可の この条例の施行の際現に屋外広告物条例 (平成5年長野県条例第23号) 期間に限り、この条例の規定による許可を受けたものとみなす。 4
- 第24条及び第26条の規定は、平成20年1月30日までに着手する屋外広告 物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置又はこれらの改造を Ŋ

する行為については、適用しない。 (飯田市手数料条例の一部改正) 飯田市手数料条例 (平成12年飯田市条例第3号)の一部を次のように改 正する。 9

別表第1中

第6条第4号 屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)

-1-8-25

	飯田市屋外広告物条例・同規則
第8条第1項若しくは第10条第1項の規定による許可又は第12 条第1項の規定による許可の更新(政治資金規正法(昭和23年 法律第194号)第6条の規定による届出を経た政党、協会その他 の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受 けようとする場合を除く。)	
KW "	
版田市屋外広告物条例(平成19年飯田市条例第43号)第8条第4号、第10条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可又は第14条第1項の規定による計画の更新(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合を除く。)	
に改める。	
	附 則(平成20年3月31日規則第18号) この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成20年7月15日規則第36号)
	規則は、公布の日か明(平成20年10日
	<u> </u>
	ぬ別は、十成21年10月1日 附 - 則(平成22年3月31日
	(施行期日) 1 この規則は、平成22年4月1日(以下「権行日」という。)から権行す
	(経過措置) 2 第1条の規定による改正後の飯田市土地利用調整条例施行規則第11条 第16 能田市緑のきは冬個梅行期間第14条第1657%能田市局处庁生物
	第 1 名/ WHI 1 時の 自成木 2 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1
	用調整条例施行規則等の規定」という。)は、施行日以後の飯田市土地利用調整条例施行相則確の相守による民田為理通知書に依え当該民田にの
	闘徴米図過17 兇兇幸?졌んによる届出文年通や青に宋の当政佣て適用する。

同規則
•
<u> </u>
#
Ø
昕
4
Ŕ
市屋
E
$\bar{\mathbb{H}}$
飲

	以中山角水石的米例,时况则
	3 (略)
	附 則(平成23年3月25日規則第12号)
	この規則は、平成23年4月1日から施行する。
	(平成25年12月4
	この規則は、平成25年12月27日から施行する。
	附 則(平成27年12月3日規則第27号)
	この規則は、平成28年1月1日から施行する。
附 則 (平成 29 年 12 月 25 日条例第 36 号)	附 則 (平成 29 年 12 月 25 日規則第 31 号)
この条例は、平成30年4月1日から施行する。	(施行期日)
	1 この規則中第1条の規定は平成30年1月1日、第2条の規定は同年4
	月1日から施行する。
	(申請に係る経過措置)
	2 第2条の規定による改正後の飯田市屋外広告物条例施行規則(以下「新
	規則」という。)第4条の2第1項ただし書の規定は、平成30年6月1日
	以後に行われる許可又は許可の更新の申請から適用し、同日前に行われる
	許可又は許可の更新の申請については、なお従前の例による。
	(現に存する広告物等に係る経過措置)
	3 第2条の規定の施行の際、現に広告物等を表示し、若しくは設置する者
	又は管理する者が行う当該広告物等の点検については、新規則第4条の2
	第1項本文の規定にかかわらず、平成30年4月1日から起算して3年以内
	ごとに行うものとする。
	附 則(令和3年1月28日規則第3号)
	(施行期日)
	1 この規則は、公布の日から施行する。
	(経過措置)
	2 この規則による改正後の飯田市屋外広告物条例施行規則第25条の規定
	は、令和3年3月1日以後の飯田市屋外広告物条例(平成19年飯田市条
	例第43号)第24条に規定する届出に係る行為について適用し、同日前の
	届出に係る行為については、なお従前の例による。
	附 則 (令和3年7月29日規則第39号)
	(施行期日)
	1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
	(経過措置)
	2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用

飯田市屋外広告物条例·同規則

、なお従前の例による。	
し、施行日前に提出された届出については、	四十年 (年 7 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1

別表第1 (第5条関係) 屋外広告物禁止地域

	111 4/4/	車の田	メ 両側各500メートル以内		6		線 飯田市道山本184号線と	道の交差点に向かって左	ま 倒500メートル以内及び	右側100メートル以内	の 飯田市道1-36請地線	- との交差点に向かって	・ 左側500メートル以内及	び右側100メートル以内	と 飯田市道鼎578号線との	鼎 交差点に向かって左側	500メートル以内及び右	倒100メートル以内	琴 飯田市道鼎278号線との	市 女差点に向かって左側	ま 100メートル以内及び右	側500メートル以内	メ 両側各500メートル以内		9	動	かっ		
	接続する道路等	国区	左記の道路の両側各500メ	一トル以内に飯田市の区	域が存する左記の道路の	区間	田市道2-31観音沢	との交差点から飯田市道	本184号線との交差点	P	飯田市道山本184号線との	交差点から飯田市道1	36請地線との交差点まで			割出	278号線との交差点まで		飯田市道1-27大休妙琴	線との交差点から飯田市	道鼎278号線との交差点	ゃ	左記の道路の両側各500メ	一トル以内に飯田市の区	域が存する左記の道路の	高速自動車国道中央自	車道西宮線との交差点	ら飯田市と下伊那郡喬木	日辺の外へ田田の「井」の祖田
压了公司的东山的发	接	種類及び名称	高速自動車国	道中央自動車	道西宮線		飯田市道山本	98号線			飯田市道1-	40大明神横線			飯田市道伊賀	良514号線			飯田市道鼎370	号線			一般国道自動	車専用道路三	遠南信自動車	剌			

別表第2 (第11条関係) 屋外広告物許可地城

1	
	1=
Ī	• <u>k</u>
1	· 利
1	小多
7	1 X 1
L	i H
1	Τ
1	ΔĖ

		以				汉									8	₩						
	範囲	両側各1,000メートル以	K			両側各1,000メートル以								範囲	約8,590平方メートルの	広場及びこれに接続	る20メートル以内					
接続 よん 消 牧 英	9	左記の道路の両側各1,000	メートル以内に飯田市の	区域が存する左記の道路	の区間	左記の道路の両側各1,000	メートル以内に飯田市の	区域が存する左記の道路	の高速自動車国道中央自	動車道西宮線との交差点	から飯田市と下伊那郡喬士村の帝田	日についるのでは、日日について、日日について、日日について、日日にしている。	乐) 域	区間	中央通り線(昭和54年長野	県告示第743号に告示され	た飯田都市計画道路3・ 4・7中央通り線)の起点	付近				
	種類及び名称	自動車	央 自 動	道西宮線		Ш	車専用道路三	信自動	쾯				別表第3 (第11条関 屋外広告物許可地	種類及び名称	飯田駅前広場							
1類及び名称 速自動車国中央自動車 西宮線 略国道自動	自動車国 会自動車 三線 国道自動車	央 自 動 車 高 瀬 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国	13条国 国 直 自 動	般国道自動	般国道自動]	専用道路三	南信自動車			から飯 ************************************		別表第3 (第11条関係) 屋外広告物許可地域	種類及び名称	田駅前広場		た飯田 1 1 1 1 1 1 1	付近				
													[祖]									
i																						

別表第4 (第11条関係)

屋外広告物許可加域における許可の基準

用がなりの言う過激になりる言うの句子	ころじる計らの角中		
			基準
X X		許可地域全域	都市計画法第1章に規定する都市計画区域以外の区域又は自然 公園法(昭和32年法律第161号)若しくは長野県立自然公園条例 (昭和35年長野県条例第22号)に規定する自然公園の区域
建 屋上広告物	本体の高み	13メートル以下	許可地域全域の基準のほか、次に掲げるもの
※ を	建築物の高さに対す る本体の高さの割合	建築物の高さの10分の6以下	 地色の彩度 8 以下 次に掲げるものは使用しないこと。
杪 洼	みの街	建築物から横にはみ出さないこと。	(1) 反射光のある素材(の) 軽光 - 上洋昭昭 - サナンタの体ともこと結ぶする ()
用 壁面広告物 1	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面 積の10分の4以下	
となる。	下藩の高み	道路から4.7メートル以上。ただし、 歩道の場合にあっては、2.5メート ル以上	
全	壁面からの出幅	1.5メートル以下	
雅 2	道路上の出幅	1.0メートル以下	
7	その他	壁面の上端を越えないこと。	
끡 :	和和	13メートル以下	
告物等	表示面積	合計50平方メートル以下	
その他の広告物等	I		

別表第5 (第11条の2関係

川路地区屋外広告物特別規制地域

地域の指定

飯田市景観条例第4条第2項の規定による川路地域景観計画の区域を屋外広告物特別規制地域に指定する。

許可の基準 (許可の更新を含む。) 川路地区屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、自己用の広告物等であること又は地上に設置する広告物等で複数の者が共同して表示し、 設置し、若しくは改造する一の広告物等 (以下「集合看板」という。)であることとし、かつ、次の(1)又は(2)の広告物等の区分に従い、当該(1)又 は(2)に掲げる基準及び表示する地域について適用される景観育成基準 ((1)又は(2)に掲げる基準に相当するものを除く。)に適合するものであるこ

(1) 自己用の広告物等の基準

反射光のある素材は使用しないこと。

販田市屋外広告物条例・同規則

- 地色(一の色の表示面積の合計が広告物等の表示面積の10分の1以下であるものを含まないものとする。)の色数を3以下とすること。 自然公園法又は長野県立自然公園条例に規定する自然公園の区域にあっては、動光、点滅照明及びネオン、並びに照度又は色相の変化をする
- ものその他これらに類するものを使用しないこと。 広告物等の表示面積は、1面10平方メートル以下とし、かつ、合計20平方メートル以下とすること。ただし、別表第1の一般国道自動車専用 道路三遠南信自動車道に係る区域にあっては、合計10平方メートル以下とすること。 Н
 - 同表の右欄に掲げるもの 当該区分に応じ、 アからエまでに掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる区分に該当する場合においては、

区分	<u> </u>
屋上広告物	本体の高さは、5メートル以下とすること。
壁面広告物	表示面積の合計は、広告物を表示する壁面の面積の10分の2以下とすること。
地上に設置する広告物等	高さは5メートル以下とし、かつ、表示面積は1面5平方メートル以下とすること。

- 公益上又は地域振興のために市長が必要と認めるものであること。 別表第1の一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道に係る区域において表示し、又は設置するものでないこ。 その他市長が別に定める基準に適合すること。
 - - 許可の有効期間 ന
- 又は設置されている広告物等を引き続き表示 広告幕類及びアドバルーンにあっては6月) 現に当該指定に係る地域又は場所に表示され、 3年(はり紙、はり札、広告旗、立看板類、 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、 設置しておくことができる期間
- 立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月) 5年(はり紙、はり札、広告旗、
 - 適用除外となる広告物等 Ŋ
- 次の(1)から(5)のいずれかに該当するものとする。
- 公益上必要と認められるもの (1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、
 - (2) 自己用の広告物等で、次のア及びイに該当するもの
- 表示面積の合計が10平方メートル以下のもの。ただし、地上に設置する広告物等にあっては、高さ4メートル以下であって、1面の表示面積 3 平方メートル以下のもの
 - イ 2の(1)に掲げる基準及び表示する地域について適用される景観育成基準 (2の(1)に掲げる基準に相当するものを除く。)に適合するもの
- (3) 祭典その他慣例上使用するもので、祭典その他年中行事等のためにするもの(4) 一時的又は仮設的なものであって、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示し、かつ、表示期間 が30日を超えないもの
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの

交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの

- 会合その他催物に関するもの
 - はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
- 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

別表第5の2 (第11条の2関係)

都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域

都市計画道路羽場大瀬木線(以下「羽場大瀬木線」という。)の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大 瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町4丁目2182番5及び同所2230番43から飯田市北方の区域に接するまでの区間の両側30メート ル以内の区域を屋外広告物特別規制地域に指定する。

許可の基準(許可の更新を含む。)

都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、次の(1)又は(3)の広告物等の区分に従い、当該(1)又は(3)に掲げる基準及び表示する地域について適用される景観育成基準 ((1)又は(3)に掲げる基準に相当するものを除く。) に適合するものであることとする。

(1) 自己用の広告物等の基準

広告物等の表示面積は、別表第1の高速自動車国道中央自動車道西宮線に係る区域にあっては、合計10平方メートル以下とすること

地上からの高さを5メートル以下とすること。ただし、道路境界線から5メートル以上後退したものは地上からの高さを13メートル 地上に設置する広告物等で、次の(7)及び(4)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(7)及び(4)に規定するもの 以下とすること

(4)表示面積 1面3平方メートル以下とすること。ただし、道路境界線から5メートル以上後退したものは1面25平方メートル以下とするこ

(2) 自己用の広告物等以外のものの基準

ア 1面の表示面積は1平方メートル以下とすること。

イ 表示面積の合計(自己の敷地以外において広告物等を表示し、又は掲出する場合においては、50メートル以内に同一の者が表示し、

する広告物等の表示面積及び掲出面積の合計とする。)は2平方メートル以下とすること。 地上に設置する広告物等は、地上からの高さを2メートル以下とすること。 Þ

電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置する広告物等は、第3条第1項に掲げるもの以外のものとすること

別表第1の高速自動車国道中央自動車道西宮線に係る区域において表示し、又は設置するものでないこと。 H +

許可の有効期限 က

又は設置されている広告物等を引き続き表示 広告幕類及びアドバルーンにあっては6月) 現に当該指定に係る地域又は場所に掲示され、 3年(貼り紙、貼り札、広告旗、立看板類、 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、 設置しておくことができる期間

広告幕類及びアドバルーンにあっては6 立看板類、 貼り札、広告旗、 5年(貼り紙、

適用除外となる広告物等 Ŋ

公益上必要と認められるもの 次の(1)から(5)までのいずれかに該当するものとする。) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、

己用の広告物等で、次のア及びイに該当するもの

- 次の(7)及び(4)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(7)及び(4)に規定するもの 1
- (7) 地上に設置する広告物等 次のaからcまでのいずれにも該当するもの
- 表示面積の合計(自己の敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計をいう。)が15平方メートル以下(別表第1の高速自動車国 道中央自動車道西宮線に係る区域にあっては合計10平方メートル以下)のもの
- 地上からの高さが4メートル以下のもの
- 道路境界線から5メートル以内に設置するものについては、1面の表示面積が3平方メートル未満のもの
- (4) (7) C掲げる広告物等以外 (7) a C規定するもの
- 2の(1)に掲げる基準及び表示する地域について適用される景観育成基準 (2の(1)に掲げる基準に相当するものを除く。)に適合するもの \leftarrow
 - (3) 祭典その他慣例上使用するもので、祭典その他年中行事等のためにするもの
- (4) 一時的又は仮設的なものであって、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示し、かつ、表示期間 が30日を超えないもの
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの
 - 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの
 - 会合その他催物に関するもの

 \checkmark

- 貼り紙、貼り札、立看板、広告旗及び広告幕類 PH
 - 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

別表第6 (第25条関係)

景観育成特定地区の名称	行為の種類	規模
竜丘景観育成特定地区	広告塔、広告板その他これらに類するものの建設等	当該新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが3メートルを超え、又は当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積が3平方メートルを超え、若しくは表示面積の合計(同一の者が50メートル以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び次項の表示面積の合計を含む。)が6平方メートルを超えるもの
	建築物又は工作物(広告塔、広告板その他これらに類するものを除く。)の外観に広告物等の表示又は設置がされるものの建設等	当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積(建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。)が3平方メートルを超え、又は表示面積の合計(同一の者が50メートル以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び前項の表示面積の合計を含む。)が6平方メートルを超えるもの
	広告物等の改造	広告物等を改造して前2項に掲げる規模となるもの
	自己用の広告塔、広告板その他これ らに類するものの建設等	当該新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが4メートルを超え、又は当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積が4平方メートルを超え、若しくは
		表示面積の合計(次項の表示面積の合計を含む。)が8平方メートルを超えるもの
		る部分の広告物等の一の面の表示面積が4平方メートルを超え、コーン・エーナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	に広告物等の表示人は設置かられるものの建設等	(は表示面積の合計(則項の表示面積の合計を含む。) か8半万メートルを超えるもの
	自己用の広告物等の改造	広告物等を改造して前2項に掲げる規模となるもの
	発光ダイオードその他の発光体を 用いた動画による広告物等につい て行う前各項に掲げる行為	発光部分の面積が3平方メートルを超えるもの
上郷景観育成特定地区	広告塔、広告板その他これらに類するものの建設等	第25条第1項第1号に規定するもの
	建築物又は工作物(広告塔、広告板	第25条第1項第2号に規定するもの
	6	
	く。)の外観に広告物等の表示又は	
	設置がされるものの建設等	
	広告物等の改造	1項第3
	自己用の広告塔、広告板その他これ	第25条第1項第4号に規定するもの
	らに類するものの建設等	

		飯田市屋外広告物条例・同規[
	自己用の建築物又は工作物の外観	第25条第1項第5号に規定するもの
	に広告物等の表示又は設置がされ	
	るものの建設等	
	自己用の広告物等の改造	第25条第1項第6号に規定するもの
	発光ダイオードその他の発光体を	第25条第2項に規定するもの
	用いた動画による広告物等につい	
	て行う前各項に掲げる行為	
上久堅景観育成特定地	広告塔、広告板その他これらに類す	当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積(建築物又は工作物の一の面
X	るものの建設等	に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。)が3平方メートルを
		超え、又は表示面積の合計(同一の者が50メートル以内に表示し、又は設置する広
		告物等は、一の広告物等とみなし、及び前項の表示面積の合計を含む。)が6平方
		メートルを超えるもの
	建築物又は工作物(広告塔、広告板	当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積(建築物又は工作物の一の面
	その他これらに類するものを除	に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。)が3平方メートルを
	く。)の外観に広告物等の表示又は	計(同一の者が50メートル以内に表示し、又は設置する
	設置がされるものの建設等	告物等は、一の広告物等とみなし、及び前項の表示面積の合計を含む。)が6平方
		メートルを超えるもの
	広告物等の改造	広告物等を改造して前2項に掲げる規模となるもの
	自己用の広告塔、広告板その他これ	当該新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが4メートルを超え、又は当該建
	らに類するものの建設等	設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積が4平方メートルを超え、若しくは
		表示面積の合計(次項の表示面積の合計を含む。)が8平方メートルを超えるもの
	自己用の建築物又は工作物の外観	当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積が4平方メートルを超え、又
	に広告物等の表示又は設置がされ	は表示面積の合計(前項の表示面積の合計を含む。)が8平方メートルを超えるも
	るものの建設等	\mathcal{O}
	自己用の広告物等の改造	広告物等を改造して前2項に掲げる規模となるもの
	発光ダイオードその他の発光体を	発光部分の面積が3平方メートルを超えるもの
	用いた動画による広告物等につい	
	て行う前各項に掲げる行為	